

一般財団法人教員養成評価機構の認証評価手数料に関する規程 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">認証評価手数料に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成21年10月20日理事会決定 平成22年 5月27日改正 平成24年 5月24日改正 <u>令和元年 5月20日改正</u></p> <p>省略</p> <p>第2条 機構が徴収する評価手数料の額は、1の教職大学院等につき、 <u>350万円とする。ただし、教職大学院等の認証評価に関する規程第20条に規定する追評価の評価手数料の額は、1の教職大学院等につき、50万円とする。</u></p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（令和元年5月20日改正）</u></p> <p><u>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">認証評価手数料に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成21年10月20日理事会決定 平成22年 5月27日改正 平成24年 5月24日改正</p> <p>省略</p> <p>第2条 機構が徴収する評価手数料の額は、1の教職大学院等につき、 <u>300万円とする。ただし、教職大学院等の認証評価に関する規程第20条に規定する追評価の評価手数料の額は、1の教職大学院等につき、50万円とする。</u></p> <p>省略</p>